

2012年・13年度運動方針の補強（案）

I 国内外の情勢と労働運動の現状

1 国際情勢

- (1) 2009年のリーマンショックから始まった金融危機は、欧州通貨であるユーロの信用不安、ギリシャ、イタリアをはじめヨーロッパの多くの国の債務危機と続いてきました。

EUによる社会保障切り捨てなどを条件とした各国への支援の中で、ユーロは直面する信用危機は回復したものの欧州全体の实体经济は低迷しています。欧州の失業率は依然として高く12.2%となっており、スペインでは27%を超える失業率です。そのなかでも若年労働者の雇用は深刻で、スペインで50%ギリシャでは66%の失業率におよんでいます。ドイツ経済はユーロ圏債務危機のなかで持ちこたえてきましたが、昨年第4・四半期は0.7%のマイナス成長に沈み、ことし第1・四半期も0.1%の低成長にとどまりました。

米の景気は昨年末から今年にかけて住宅需要の伸びなどで堅調に推移してきており、連邦準備銀行（FRB）の積極的緩和策もあり、株価の回復につながってきました。しかし、3月からの連邦政府の歳出強制削減、緊縮財政の影響が顕在化し、株の乱高下が続いており先行きは不透明です。

世界的に若年労働者にしわ寄せが広がっています。若年労働者雇用に関するILO報告によれば、2013年の若年労働者（15歳～24歳）失業率12.6%、失業者7340万人。2007年の金融危機前の水準を1.1%上回っており、2018年まで12.8%になるとの見通しです。

- (2) 6月18日主要8カ国（G8）首脳会議（サミット）が開催されました。国際経済が減速しており、その対応について論議は集中しました。安倍首相は、サミットにおいて日本の経済政策は各国の理解を得たと自賛していますが、参加した首脳から「金融緩和の後の出口戦略をどうするのか」「為替レート引き下げ競争に陥る懸念があるのではないか」「債務超過が解決できるのか」などと極端な金融緩和の副作用についての懸念も出されています。
- (3) 中国新華社通信の5月末報道で、中国政府は「景気拡大は安定性を増している」としており、今年度の成長見通しは8%台としています。今後も積極的な財政政策、内陸部の都市化などで経済成長を下支えしていくとしています。しかし都市化政策が、地方政府の債務を拡大させ、不動産バブルを加速させるとの懸念が広がっており、都市化計画の遅れなどの問題もでてきています。最近では上海の株価も不安定な動きを見せており、アジア経済に影響が大きい中国の金融不安の懸念もでてきます。

中国経済は、世界経済に大きな影響を持つまで成長しています。中国の経済成長をどう自国経済成長に取り組みかが各国の課題となっているなかで、習近平総書記は中米首脳会議を行うなど積極的な外交姿勢をすすめています。

2月朴槿恵（パク・クネ）大統領が経済政策課題を中心に国政目標として掲げ、第18代大統領に就任しました。軍事政権の流れを汲む保守派ハンナラ党（現セヌリ党）代表ということもあり、南北関係への悪影響が懸念されています。一方、朴大統領は就任後訪米をしたのち、中国を訪問し首脳会談を行いました。これまで韓国の歴代大統領は、就任後の行事として、訪米から訪日をしてきたことから、今回の朴大統領による訪日前での訪中と中韓首脳会談の背景には、日本の対外政策に対する中韓両国の反発があるのではないかとみられています。

2 国内情勢

- (1) 2012年12月民主党の自壊で自民党、公明党が地滑りのように勝利し、安倍内閣が誕生しました。安倍内閣の政策は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」とする「3本の矢」ですが、実態は「世界一企業が活動しやすい国づくり」をめざす構造改革政策です。

金融緩和と公共投資による市場への資金供給は100兆円にも上ると言われています。膨大に資金供給と円安効果もあり株価は上昇し、景気は上昇したかに見えますが、消費の基礎となる労働者の収入は上昇しておらず、製造業など実体経済は依然として低迷しています。

安倍政権の特徴の一つに、マスコミをフルに活用した宣伝があります。マスコミは「アベノミクス」などと称して、安倍政権の政策を過剰なほどに賞賛を続けていますが、マスコミ報道と国民生活実感が乖離しているという声があがっています。

- (2) 安倍政権は、日米同盟強化などを進め、平和憲法の改悪をもくろんでおり、憲法改正規定である憲法96条を改悪しようとしています。憲法の目的には権力者、政権が勝手に戦争をおこなうことや、国民の権利を侵害する法律を制定することを規制するという「立憲主義」があります。憲法改悪の狙いは、第一に「立憲主義」の破壊です。「立憲主義の憲法」から、「国民統治を強化するための憲法」に変えようとしています。

また、基本的人権を永久の権利とした97条を削除するなど、基本的人権である個人の自由・権利を「公益及び公の秩序」のもとに制限しようとしています。国民の耳と目と言論を制限したうえで、憲法九条の戦争放棄条項を改悪し「戦争のできる国づくり」を進めようとしています。

- (3) 安倍政権の政策の「第三の矢」である成長戦略は産業競争力会議と規制改革会

議により雇用制度改革として、「①不当解雇の金銭解決の制度化②限定正社員等の弾力的雇用③ホワイトカラーエグゼンプション等の労働時間の弾力化④派遣法の合理化」が答申されました。

また、自民党内の反対さえも押し切り T P P 協定の交渉参加を強引に進めています。T P P 協定の問題は、農業など輸入品と競合する国内産業への影響ばかりではなく、非関税障壁といわれる協定により国内ルールが改悪され「①食の安全②健康保険制度への圧迫と医療拡大の拡大」をはじめ、労働関係など多方面への影響があると言われてしています。

また、港湾の事前協議等や産別協定についても、海外企業・投資家保護条項（I S D 条項）などによる不都合な変更を迫られることも懸念されます。

- (4) 福島第一原発の事故から3年目に入っていますが、いまだ熔融した核燃料の実態さえも把握できておらず、收拾の見通しは立っていません。また、10数万人にも及ぶ住民が避難生活を余儀なくされており、国・東電による被害者に対する補償も進んでいません。このようななかで、政府は成長戦略の重要な柱として原発の輸出をすすめようとしており、そのために原発の再稼働を急いでいます。安倍政権は福島第一原発の事故後に民主党政権で決定された脱原発政策を見直し、なし崩し的に原発推進を進めようとしています。
- (5) 総務省統計局の労働力調査4月分速報によれば、雇用者数は卸売業、小売業で若干増加していますが、製造業が減少しており、完全失業率は4.1%と横ばいとなっています。今年の非正規比率は平均で35.8%、男20.9%、女55.4%と男女とも過去最高を更新しています。特に15～24歳男の非正規比率の上昇が目立っています。

3 労働運動の現状と特徴

- (1) 6月18日の厚生労働省の労働組合基礎調査によれば、全労働者のうち労働組合に加入している人の割合を示す推定組織率が6月末時点で17.9%（前年比0.2ポイント減）と、昭和22年の調査開始以降、過去最低を更新しました。組合員も989万2000人（同6万8000人減）となり、2年連続で過去最低。一方で、女性やパートタイムの組合員は増加を続けており、厚労省は「産業の中心が製造業から、女性やパートが多いサービス業に移ってきたため」と分析しています。

調査によると、組合員数は1994年の1269万8847人をピークに減少傾向が続き、2010年に初めて1000万人を切りました。推定組織率は、2003年に20%を割り、ここ数年は18%台で推移していました。

一方、パートタイムの組合員は83万7000人（同6万1000人増）と大幅に増え、全短時間労働者に占める割合（組織率）は年々増加しており、今

回は6.3%と過去最高になりました。

- (2) 連合は労働戦線を統一し、政策課題を中心に取り組むこととして1989年に発足し、2009年には民主党を中心とした連立政権への政権交代を実現しました。連立政権は公約のなかで国民の要求に応えようとしたのですが、普天間基地問題、消費税増税やTPP問題で迷走するとともに小沢問題等の内部抗争に終始し、3年で自壊しました。連合は、政府の「骨太方針」にたいする批判声明を出すなどの取り組みは進めているものの、政治的影響力は低下していると思われます。原発問題、労働法制問題等国民生活に直結する課題にどう対応するのかが問われています。
- (3) オスプレイ配備反対、軍事基地撤去や脱原発の取り組みは、極めて重要な課題です。反戦平和や人権、環境のたたかいにとって組織労働者（労働組合）の役割は大きいものがあります。しかし、近年の労働組合は、特に連合など大手企業の労働組合が、この課題に十分な取り組みができていないとは言えません。橋下大阪市長はこのような労働組合の欠点について、「自分のエゴ、特権だけを守る集団」などと組合敵視の攻撃をしています。労働組合が国民の多数者である労働者の信頼に応えるためには、反戦平和や脱原発のたたかいに取り組むとともに、労働法制の規制緩和にどう立ち向かうかが問われています。

II 運動の基調

第83回大会で決定した2012・13年度運動方針に基づき、「①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。②港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、地域共闘、課題別共闘を重視し、たたかう労働戦線の再構築を図る。③働く者の立場に立った政治の実現のためにたたかう。④全港湾を強く大きくする。」を基調に運動を進めます。

III 主な闘争課題とたたかいの基本

1 労働条件の引き上げについて

第83回定期全国大会決定の方針にもとづいて取り組むこととしますが、下記の点について補強します。

- (1) 2014年春闘方針については、1月27日・28日に開催する第35回中央委員会で決定します。
- (2) 「賃金要求検討委員会」を設置し、14春闘賃金要求額について検討します。
- (3) 定年延長については、13春闘から継続協議になっており、65歳までの定年延長をもとめて14春闘での解決を目指します。

2 合理化反対、雇用保障制度

(1) 組合員の雇用確保を優先に対応し、反合理化・雇用保障闘争の基本にもとづきたたかいます。また、労働者供給事業等、雇用創出事業の推進をはかります。

(2) 労供事業の取り組み

労供労働者の権利維持として、労供労組協が提起している労働者供給事業法制定に向けて、要綱案検討を共有して進めます。今日の労働環境において労働者派遣事業が隆盛を極め、その中において派遣労働者の多くが不安定、低賃金、劣悪な労働条件、保健未加入など困難な状況におかれています。しかし、労働者供給事業そのものが、社会的にほとんど周知されていません。そのような現状を打破するため、そして、全港湾中央本部での労供事業を更に拡充するため、教宣活動を強化していきます。

(3) 介護家政職の取り組み

介護家政職支部を中心として、厚生労働省交渉を年次的に計画し、労働条件の向上を取り組みます。具体的には13秋年末交渉、14春闘交渉の最低2回を計画し、主要な要求課題を、①賃金率の公表とマージン率の規制、②サービス提供責任者への介護報酬の算出、として取り組みます。

3 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

(1) 争議分会の解決をめざしてたたかうとともに、労働者の権利侵害に反対してたたかいます。

4 労働安全衛生と福利厚生の実現

(1) 労災職業病防止対策会議の強化

港湾における労災職業病課題は、全国港湾産別課題として提起し、取り組みをすすめる、地区港湾と一体となった安全対策の徹底を図っていくことを基本として、次の4点を運動方針の補強における重点課題とします。

① 国交省が各港湾管理者等へ通知した「コンテナクレーンの風による逸走防止対策の徹底」を基本として、港湾管理者若しくは各ターミナル単位での運用規定策定を要請します。

② 港湾における保安対策の出入り管理情報システム（PSカード）の今後のスケジュールにもとづいて、各港湾施設（コンテナターミナル、バルクターミナル等）でのシステム導入の有無を確認し、適切な対応を要請します。

③ 港湾防災協会が作成した地震による津波等の対策（津波避難マニュアル例）を参照し、各港湾地域におけるマニュアル作成を要請し、具体的な避難訓練等を実施します。

④ 港湾防災協会が一部追加（地震・津波関連）した新・防災管理規定（案）を参考とした各地区港湾防災協会の港湾防災管理規定の追加変更等を確認し、徹底

させます。

(2) 港湾災害防止対策

平成25年度を初年度とする5カ年の港湾貨物運送事業の第12次労働災害防止計画に基づき、港湾労働災害の更なる減少を図っていきます。港湾を取り巻く情勢は、グローバル化に伴い、生産拠点や物流の中心が海外へ移っている中、荷役運搬機械の大型化と作業スピード化が急激に進むとともに、港湾の現場では、複数の事業者が近接して、各種荷役、検数・検定等の作業が行われているため、接触災害等の危険個所が多くなってきています。更に、熟練した世代の大量退職により安全衛生ノウハウの伝承も危惧される状況となっています。「誰もが安心して健康に働くことができる港を実現するために」を基本として、労働災害防止対策、安全衛生管理対策の強化を取り組んでいきます。

5 労働者ならびに国民的諸課題

- (1) TPP協定は、アメリカ型の弱肉強食経済、大企業優先のルールづくりにつながり、労働者の労働条件にまで影響するものです。TPP協定交渉参加の撤回、TPP協定締結阻止を求めてたたかいます。
- (2) ①不当解雇の金銭解決の制度化②限定正社員等の弾力的雇用③ホワイトカラーエグゼンプション等の労働時間の弾力化④派遣法の合理化、など労働法制の改悪に反対してたたかいます。
- (3) 安倍政権は来年4月からの消費税率引き上げを具体的に進めようとしています。金融緩和策により物価が上昇するなか、消費税増税は国民生活を直撃するものであり、消費税増税反対のたたかいを取り組みます。

6 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守るたたかい

- (1) アジア諸国と国境問題など緊張が高まっている中、憲法改悪はすぐさま戦争につながりかねない危険性をはらんでいます。自民党は、「憲法改正の発議（国民投票にかけることができる）には国会議員3分の2の賛成が必要」としている現在の憲法の改正規定である憲法96条を改悪し、「憲法改正の発議に国会議員の過半数」でできるようにしようとしています。これは、過半数の議席をもった政党の政権は、いつでも憲法を都合よく改悪できるということなり、「権力の暴走を規制する」という本来の憲法の力をそぐものであり、絶対に容認できません。憲法改悪に反対します。
- (2) オスプレイを使った日米の共同訓練の実施など日米同盟がますます強化され、自衛隊は米軍指揮下の下、「対テロ戦争」に駆り出されようとしています。8月にもオスプレイが岩国に追加配備されており、危険な訓練飛行の増加が懸念されます。そのなかで、辺野古や高江への新基地建設も進められようとしています。

す。反基地闘争をとりくむとともに、不平等条約である日米地位協定の抜本改定、日米安保条約破棄をもとめてたたかいます。

- (3) 原発事故の早期収束、被害者への完全補償の実施を要求するとともに、原発再稼働を認めず、原発の輸出に反対します。「フクシマとつながる脱原発集会」やさようなら原発1000万人アクションなど、脱原発社会をめざす労働者のたたかいをとりくみます。

7 選挙闘争について

- (1) 港湾法改正と港湾管理運営の民営化に伴う地方行政への取り組みの強化がもたれられています。港湾民営化問題、トラック行政に対する取り組みなど地方議会に対する取り組みの重要性が高まっています。全港湾の組織内議員の育成を検討するとともに、選挙闘争の取り組みのなかで、地方議員と政策的に連携を強めます。

IV 港湾労働者のたたかい

1 港湾労働者を取り巻く情勢

- (1) 5月29日参議院本会議において、港湾法の一部を改正する法律案が成立しました。改正港湾法は「①震災、大津波から人命を守るための対策②ばら積貨物の取扱港を集中するために特定貨物拠点港湾の指定③関係企業間連携を促進させるための協定等の措置」などが骨子となっています。改正港湾法案可決にあたって参議院の国土交通委員会が開催され、4項からなる附帯決議が採択されました。
- (2) 安倍政権は6月14日成長戦略を閣議決定しましたが、そのなかで、コンテナ戦略港湾政策を見直し、これまでの「国際コンテナ戦略港湾検討委員会」を改組し、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」とし港湾管理者・埠頭会社も加えるとしています。また、国際コンテナ戦略港湾政策を進める中、ソフトハード両面からの取り組みを明記しました。港湾へのアクセス向上として首都圏3環状道路などの整備率の引き上げ、国際コンテナ戦略港湾の大水深バースを現状の3バースから12バースにし、2015年までの港湾運営会社の一体化、効率化の実現などが盛り込まれました。
- (3) 国土交通省が6月28日発表した「国内港湾の2012年コンテナ取扱量」(速報値)によると、コンテナ取扱量は総計で前年比0.5%増の2123万TEUと過去最高を記録し、このうち外貿コンテナも前年比0.1%増の1752万TEUと年間記録を更新しました。港別の外貿コンテナ取扱量では上位港の顔ぶれに大きな変化は見られませんでした。震災からの復旧・復興が進む中、仙台塩釜港は前年29位から14位に大きく浮上しました。国際コンテナ戦略

港湾については、京浜港（0.4%増698万TEU）が微増ながら700万TEU目前となりましたが、阪神港（1.9%減419万TEU）はやや足踏み状態でした。

- (4) 6月12日、日本港運協会の第51回総会が開催され、久保会長が再任されました。日港協は行政に対し「各国の港湾政策の劇的变化に、日本の政策は対応できていない」などと指摘しました。また、組織の一部改編が行われ、経営労働委員会（労務委員会）のほかに、港湾運送事業の具体的課題に対応する機関として業務委員会、専門にかかわる経営に関する事項に対応する機関として作業委員会が新設されました。

2 港湾労働者の闘争課題とたたかい方

- (1) これまで凍結されていた港湾年金登録作業が、2013年2月から再開しました。登録されていなかった若年労働者ばかりでなく、港湾年金に登録していなかった事業者の登録も進んでいます。

一方、高年齢者安定法の施行もあって、定年延長、継続雇用が進み、港湾労働者の就労年限が60歳から段階的に65歳になっていきます。60歳定年の条件の中で作られてきた現行の港湾年金制度（60歳から75歳までの給付）の改定が必要です。「①港湾年金給付を退職後15年間、②港湾年金給付を65歳から80歳まで、③港湾年金給付満了が75歳のままで給付年額の金額引き上げ」などのいずれか、年金の支給制度改定の要求を検討します。

- (2) 2012年11月産別協定が12章58条に集約・整理したうえで、労使確認されました。産別協定は「定めがない限り、港湾で働くすべての港湾労働者に適用する。但し、各協定条項に適用対象を明記している場合はそれを適用する」とあり、全国に適用されるべき産別協定の全国適用を取り組みます。地方、支部の労働協約締結に当たって、産別協定適用を明記することを検討します。
- (3) 企業内交渉だけでは、未組織労働者の事業者との関係で、過大な競争環境におかれ、ストライキに対する抜港などが懸念されます。港湾産業の前進、地区の港湾産業に従事する労働者の雇用と就労を確保し、職域を確保していくためには、産別交渉権—地区団交権の確立が必要です。地区団体交渉権の確立をとりくみます。
- (4) 料金研究ワーキンググループの中で検討事項や2013春闘における協定を活用し、適正料金収受、ダンピング反対、認可料金の復活などを取り組みます。
- (5) 2013年春闘協定において、日港協は港湾労働法の全港全職種適用について「前向きに協議することとし、具体的には港労法問題検討委員会において行う」と確認しました。春闘協定にもとづき港湾労働法全港全職種の取り組みを進めます。

- (6) 政権が交代しても港湾における成長戦略政策は、選択と集中、民営化というキーワードによって進められています。港湾政策がどのように進められていくのかは私たちの雇用と就労に大きく影響してきます。港湾関連の自治体労働者など関係労働組合と調査、意見交換、学習会を開催します。港湾法および港湾関連法について、雇用・職域、労働条件の確保を基本に取り組みを進めていきます。

V 海コン・トラック労働者のたたかい

1 海コン・トラック労働者を取り巻く情勢と闘争の現状

トラック労働者の荷役作業中の労働災害が増加しています。運送事業者と荷主の役割分担等、労働範囲の明確化が求められている中、厚労省はガイドラインを作成し、全ト協と荷主団体に通達している段階です。厚労省が集計した労災保険給付データによれば、陸上貨物運送事業の休業4日以上の死傷労働災害は2011年13、543人、1989年比較で20%減少していますが、全産業では半減している実態からいって極めて高い数値となっています。また、労災の内訳では、交通事故が全体の7%であるのに対して、荷役作業中の事故が70%とほとんどを占めている実態となっています。墜落、転落、転倒、挟まれ等、作業中の発生を減少させるため、労災防止対策を労使が真剣に取り組んでいく重要な課題です。

更に海コン・トラック労働者の拡大を重要課題として位置付けて、一人ひとりが教宣委員、拡大委員として、強化拡大を前進させていきます。

また、昨年から取り組んでいるバス関係の特に新高速乗合バス制度の問題点についても、自動車運転労働者の共通の課題として、引き続き取り組んでいきます。

2 海コン・トラック労働者の闘争課題の補強とたたかい方

- (1) 「海コン安全運送法」(略称)の国会再上程に向けての取り組みを交運労協や賛同する仲間と連携し、早期制定を求めます。
- (2) 「IMO/ILO/UNECE貨物輸送ユニット(CTUs)の収納のためのガイドライン」の改正と行動規範(C O P)への格上げを見据えた運動の強化とITFと連携を取りながら安全輸送の確立を前進させます。その上で、全てのコンテナターミナル及び周辺のトラックスケール等の設置を関係部局に求めていきます。
- (3) 海コン安全輸送マニュアルの周知活動と安全輸送ガイドラインの改正作業に中央・地方が一体となって「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」、「不適切コンテナの発見是正措置のモデル運用のためのワーキンググループ」、「地方連絡会議(仮称)」に全港湾から委員として参加するよう要請し、安全輸送秩序について積極的に取り組みます。特に13年度の不適正コンテナ発見是正WGに横浜港が選定されたことから、委員に全港湾から参加することを働きかけ、

発見是正要領作成に積極的に取り組みます。

- (4) 安全輸送対策の観点から45Fコンテナ特認緩和を許さない行政行動を地方・中央が一体となって引き続き取り組みます。
- (5) 中央本部での海コン・トラック合同対策会議を開催し、内陸部(インランド・デポ)も視野に入れた運動の強化を図っていきます。
- (6) 各地方での運輸局・整備局交渉を継続して行い、行政交渉の経過を踏まえた国土交通省交渉(港湾局、自動車局、道路局)を2014春闘期間中に計画します。

VI 組織の強化と拡大

1 組織の強化について

- (1) 第83回定期大会での決定にもとづき、組織の強化を図っていきませんが、第48期労働講座については第二講座を11月14日～16日シーパレスで開催します。第三講座については2014年6月を目途に開催することで具体的には教宣部で検討します。
- (2) 福祉活動の強化
労働金庫並びに全労済の運動の原点は、労働者福祉や相互扶助の精神であり、更なる発展を目指して地域で連携し、運動の強化・前進を図っていきます。

2 組織拡大方針

- (1) 別紙大会討議資料「全港湾の組織拡大の経過と今後のとりくみ」にもとづき、組合員一丸となって組織拡大取り組みます。

VII 共闘の強化、国際連帯、政党との提携

- 1 第83回大会決定にもとづき取り組みを進めます。

以上